

# 横須賀市建築物の解体等工事の手続き

## 【手続きの仕組みと流れ】

### 01 横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例について

条例は、建築物の解体等工事など周辺環境に影響を及ぼすおそれがあり、周辺環境に十分に配慮することを要する解体等工事に関して、紛争を未然に防止するため、現場に標識を設置したり、直接説明する等により住民のみなさんに、その工事の内容を周知する等の必要な手続きを定めています。

リーフレットでは、この条例の代表的な手続きについて紹介します。

### 02 対象行為について

- ①建築物の解体工事。ただし、解体工事に係る床面積の合計が80平方メートル未満のものについては、届出、周知、説明等の手続きは除く。
- ②大気汚染防止法第18条の17に基づく届出が必要な特定建築材料（飛散性アスベスト）の除去等の処理工事。

### 03 近隣住民・周辺住民・その他住民の範囲について

#### 【近隣住民とは】

- ①高さが10m以下の建築物を解体等する場合（図1）
  - ・解体等工事を行う建築物の敷地の境界線から10m以内の在住者等
- ②高さが10mを超える建築物（中高層建築物）を解体等する場合（図2）
  - ・解体等工事を行う建築物の敷地の境界線から10m以内の在住者等
  - ・解体等工事を行う建築物の外壁から当該建築物の高さの2倍の範囲内の在住者等

#### 【周辺住民とは】

解体等工事に伴う資材、廃材等の搬出及び工事関係車両の通行に係る道路幅員が8m未満の道路に接する敷地の在住者等で近隣住民に該当しないもの（図1、図2）

#### 【その他住民とは】

近隣住民又は周辺住民に該当しない住民（周辺の学校、幼稚園、保育園等の施設利用者を含む）（図1、図2）

図1 高さが10m以下の建築物を解体等する場合

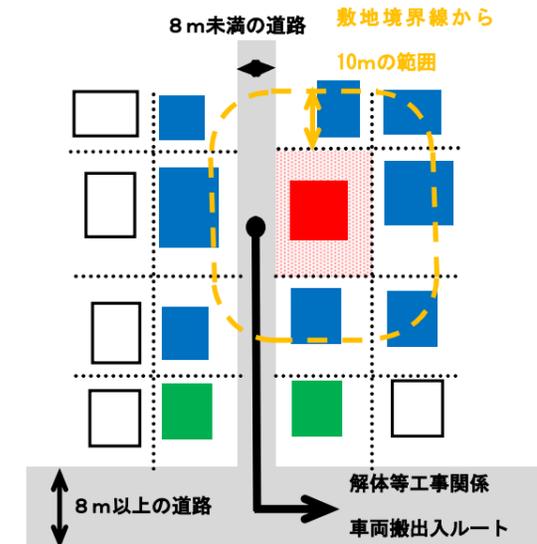
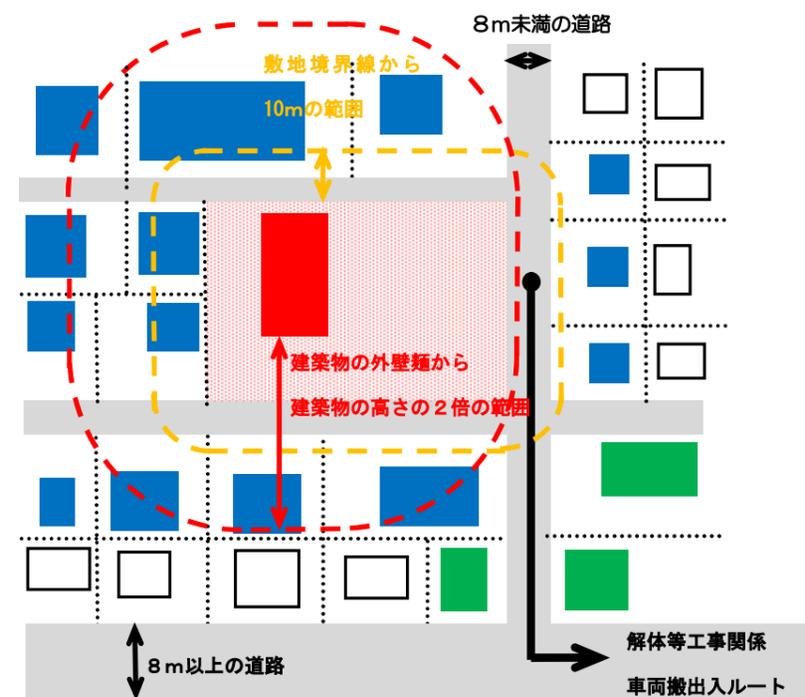


図2 高さが10mを超える建築物（中高層建築物）を解体等する場合



#### 凡例

- 解体等工事場所
- 近隣住民
- 周辺住民
- その他住民